

※緊急通報システムの利用を覚えておられるあなたに

1 緊急通報システムの目的

あなたが、身体にいつもと違うような異変を感じたときや、突発的な事故などで、緊急に助けを求めたいが自分では連絡や通報が出来ないときなどに、首にかけているペンダントのボタンまたは緊急通報装置の緊急ボタンを押してください。

そうすると、東洋テック株式会社の相談センター（以下「相談センター」という。）が、その通報を受信してあなたの状況や要望により、必要に応じて救急車等の要請を行います。その時に、あなたが話をする事が出来なくても、相談センターではあなたがボタンを押したことが分かるようになっていきますので、協力員や消防局の救急隊員などがあなたのところにかけて、速やかに救助活動を行うよう手配します。このようなサービスを行うことで、あなたの日常生活の安全を確保することを目的とするシステムです。

2 システムの流れ

- ① あなたが、急病や事故などで119番（消防局）へ電話ができないとき、首にかけているペンダントのボタン、または緊急通報装置本体の桃色の緊急ボタンを押すと、自動的に相談センターへ通報が入り、受話器を取らなくても、相談センターより緊急通報装置の機器を通じて「どうされましたか？」と声で状況を確認します。あなたがお話できるときにはその内容や要望に応じて救急車の要請など必要な手配を行います。
- ② 相談センターは、上記の確認のときにあなたの応答がなくても、あなたがボタンを押したことが分かりますので、第1次協力員（不在のときは第2次協力員）に連絡します。連絡を受けた協力員は、あなたの家を訪問して状況を確認し、その状況を相談センターに伝え、相談センターは必要に応じて119番（消防局）へ救急車または消防車の出動を要請します。その後は、救急隊員などが必要な処置を行います。場合によっては協力員に連絡すると同時に救急車または消防車の出動要請を行います。

3 緊急通報協力員の方について

このシステムにとって、協力員の方の協力は、欠くことのできない大切なものです。その協力員に感謝するとともに、日頃から信頼関係を保つよう心がけてください。また、協力員の対象者は、第1次協力員は15分以内に駆けつけできる人（移動手段は問わない）、第2次協力員は30分以内に駆けつけできる人（移動手段は問わない）となっております。ただし、協力員を2名用意することが困難な場合は、第2次協力員は不要です。

4 自宅の鍵について

あなたが、急病等で倒れて動けないときなどに、鍵がかかっていると迅速な対応が難しくなります。協力員の方に相談し合意が得られたら、鍵の保管をお願いしましょう。

鍵がないときは、救助のためにやむを得ず窓やドアなど、家の一部を壊さなければならないことがあります。

その際の修理や修復の費用は、あなたに負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

5 電話回線について

緊急通報装置は、N T Tのアナログ回線であれば、正常に本来の機能を発揮するようになっています。N T Tアナログ回線以外の場合は、停電時に通報できない、緊急ボタンや相談ボタンが起動しない等、稀に緊急通報の不具合等により通常のサービスが提供されない場合があります。

N T Tアナログ回線以外の回線での利用を希望される場合は、他回線で緊急通報装置を利用する上での注意事項をご確認いただき、別に回線利用承諾書の提出が必要になります。

携帯電話や共用電話、電話番号が「050」から始まる電話では緊急通報装置は設置できません。

※支えるみなさんへ

1 緊急通報システムの目的

高齢者や障害者にとっては、健康は最大の関心事です。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者や障害者の「もし病気になったらどうしよう。事故がおきたらどうしよう。」という不安と心細さは、非常に大きなものです。

このシステムは、このような高齢者や障害者が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったときに、首にかけたペンダントのボタンや緊急通報装置の緊急ボタンを押すだけで、東洋テック株式会社の相談センター（以下「相談センター」という。）に自動通報され、協力員の協力体制などにより救助される仕組みです。

2 緊急通報システムの協力員の役割

協力員は、このシステムの緊急事態における活動などでとても大切な役割が期待されています。

① 協力員の方は、相談センターから訪問要請があったときは、急いで利用者の家へかけつけて、相手の状況を確認してください。

鍵を預かっている場合は忘れずに持参してください！

② 利用者の状況が緊急事態と思われるときには、先に直接119番（消防局）へ通報していただいかまいません。そのあとに相談センターへ緊急通報装置の相談ボタンまたは緊急ボタンを押して報告してください。

しかし、利用者が緊急事態でないときは、設置されている緊急通報装置の相談ボタンまたは緊急ボタンを押して、相手の状況などを相談センターに報告してください。

このときに、脳溢血などで身体を動かしてはいけないうちもあるので、消防局や相談センターに確認せずに利用者を動かさないでください。

③ 消防局や相談センターは、あなたの通報や報告内容により、必要な救急車や消防車の出動要請や家族等への連絡を行うとともに、利用者に対する必要な援助や処置をあなたに依頼することもありますので、消防局や相談センターの指示に従い行動してください。

④ 鍵がなくて、入口や窓等を壊さないと入れない場合は、できるだけ家主・管理人・警察官等の立会いを求めてください。なお、このような場合で、入口等の破損が生じたとしても、協力員へ損害賠償の責任を問わない約束になっています。

⑤ 夜間に協力をお願いすることもあります。

3 その他

① 留守宅の戸締り

病院への搬送などで家が留守になるときは、火元を点検し、戸締り等をお願いします。

② 鍵の保管

利用者の家の鍵の保管を依頼される場合があります。紛失しないように保管してください。